



1 支援が「ちょっとだけ必要」な方はいませんか？

退院に際し、介護保険申請を考えている患者さんの中で、次のような方はいませんか？

デイサービスや訪問介護は必要だけど、訪問看護や住宅改修は必要ない…

家事援助やごみ捨てなど、ちょっとだけ支援が入れば、在宅で生活できるのに…

デイサービスが必要なのに、「介護申請はしたくない」って…



その方、ひょっとしたら、介護保険よりも **総合事業** のが自立支援につながるかも知れません！

2 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）とは？

- 要介護認定を受けるまでではないものの、生活機能低下が認められる高齢者を対象として、自立支援を目的に、介護予防・生活支援サービスを提供します。
- 地域住民や医療・介護の専門職などの多様な主体が、サービスを提供します。
- 土浦市では、「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」の2種類の事業を行っています。



サービス・活動事業 【3ページ目参照】	要支援認定を受けなくても、基本チェックリストを実施して事業対象者となることで、訪問サービスや通所サービスが利用できます。 (事業対象者は訪問看護や住宅改修などは利用できません) 対象者 65歳以上の方で、下記のいずれかに該当する方 ①事業対象者（基本チェックリスト該当者） ②要支援1～2認定者 内容 ①訪問介護・家事援助などの訪問サービス ②デイサービスなどの通所サービス
一般介護予防事業 【4ページ目参照】	介護認定の有無に関わらず、誰でも参加できる健康づくりの場や生きがいづくりの場です。 対象者 65歳以上の方 内容 ①シルバーリハビリ体操教室 ②生きがい対型デイサービスなど



介護保険申請ではなく、事業対象者として案内するか否かの目安は、2ページ目をご覧ください

3 総合事業 ご案内チェックシート

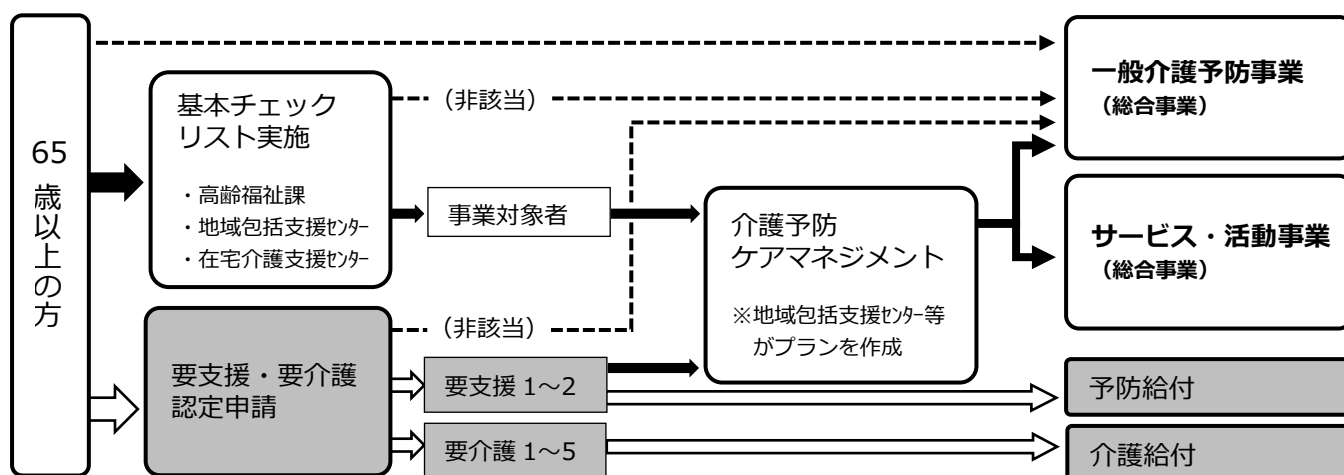
介護保険ではなく、総合事業のサービスの対象となるかを確認するためのチェックシートです。



右側の欄に 1 つでも ☒ チェック がつく場合は、介護保険の申請をおすすめします。

	総合事業サービス対象	介護保険の申請
本人の状態	例) ・一人でタクシーや公共機関を利用して外出できる。 ・身の回りのこと（排泄・着替え等）や内服管理・金銭管理が自分でできる。	☐ 歩行や立ち座りに介助が必要で、一人で外出できない。
		☐ 認知症状がみられ、薬の内服、電話の利用、金銭管理などに介助が必要。
		☐ 大きな病気やけがで入院中又は療養中である。
		☐ 寝たきり又は、認知症である。
今後利用を希望するサービス内容	例) ・「訪問介護」の生活支援（掃除や買い物等）サービスを利用したい。 ・「通所介護」を利用して、他者との交流や運動する機会をつくりたい。 ・一人で自宅で入浴できないので、デイサービスで入浴したい。 ・体操などを行い体力を維持したい。	下記の介護予防サービスを利用したい。 1. 訪問看護 2. ショートステイ 3. デイケア ☐ 4. 福祉用具以外・購入 5. 訪問入浴 6. 住宅改修 7. 地域密着型サービス
		☐ 入居（GH・サ高住）・入所（特養・老健）したい。
		☐ 利用希望するサービスはないが認定を受けたい。

4 総合事業 サービス利用の流れ



- 要支援の認定を受けた方は、予防給付だけでなく、総合事業のサービスも利用できます。
- 令和6年4月から、要支援1・2と認定された方の介護予防ケアプランの作成を、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所にも、依頼できるようになりました。
- サービス・活動事業の利用のみの方は、地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントの実施を依頼します。

総合事業全般に関するお問合せ先

土浦市役所高齢福祉課 地域支援係 TEL : 029 (826) 1111 (内線 2500 ・ 2501)

5 サービス・活動事業

- 内 容 訪問介護・家事援助などの訪問サービスや、デイサービスなどの通所サービス
- 対象者 事業対象者（基本チェックリスト該当者）または 要支援 1・2 の認定を受けた方
- サービス利用方法



STEP1 基本チェックリストを実施する



土浦市高齢福祉課（TEL:029（826）1111）に連絡し、基本チェックリストを実施します。
高齢福祉課窓口の他、職員がご自宅に訪問して行うこともできます。

STEP2 介護保険被保険者証が届く



基本チェックリストの結果、事業対象者に該当すると、後日、「事業対象者」と記載された介護保険被保険者証が手元に届きます。



STEP3 地域包括支援センターに連絡する

サービスを利用する場合は、介護予防ケアマネジメントを受ける必要があります。
事業の対象となられた方は、お住いの地区の地域包括支援センターにご連絡ください。

- ①地域包括支援センターうらら（一中・三中・四中・六中地区） TEL：029（824）0332
- ②地域包括支援センターかんだつ（二中・五中・都和・新治地区） TEL：029（869）7035

●訪問型サービス※

★ひとり暮らしの方や、家族の方が対応できない場合などにご利用いただけます。

基準型 訪問サービス	指定事業所の訪問介護員が、生活援助（掃除、洗濯、調理等の支援）や身体介護（入浴、排泄、着替えの支援等）や、行います。	
緩和型 訪問サービス	・生活援助（掃除、洗濯、調理等の支援）を行います。（身体介護は行いません） ・1回あたり1時間程度の生活援助で、利用料は100円です。 ・サービス提供事業者は、次のとおりです。 ①土浦市シルバー人材センター TEL：029（824）8281 ②土浦市ボランティアセンター TEL：029（827）1891 （土浦市社会福祉協議会）	

●通所型サービス※

基準型 通所サービス	・生活機能向上のための機能訓練などを行います。事業所からの送迎などもあります。	
緩和型 通所サービス	・運動やレクリエーション等を行う、半日程度のミニデイサービスを行います。事業所からの送迎などもあります。	

※サービス事業者の詳細は、冊子「介護保険サービス事業所一覧」をご覧ください。



6 一般介護予防事業（通いの場等）

介護認定の有無に関わらず、誰でも参加できる健康づくりの場や生きがいづくりの場です。

●シルバーリハビリ体操

道具を使わずに、誰でも気軽に行える「シルバーリハビリ体操」の教室です。

対象者 誰でも参加可能 **持ち物** タオル、飲み物

参加方法 土浦市高齢福祉課 地域支援係までご連絡ください。
TEL：029（826）1111（内線 2500・2501）



教室名	会場	曜日	時間
土浦いきいき会★	一中地区公民館（大手町 13-9）	第2金曜	10:00～11:30
二中地区ヘルス体操倶楽部★	二中地区公民館（木田余 1675）	第4金曜	9:30～11:30
三中地区いきいきヘルス体操同好会	三中地区公民館（中村南 4-8-14）	第2・4水曜	13:30～15:00
四中地区いきいき体操教室★	四中地区公民館（国分町 11-5）	第2月曜	13:30～15:00
五中地区市民委員会福祉部	上大津公民館（手野町 3252）	第2水曜	14:00～15:30
ヘルスアップ神立	神立地区コミュニティセンター（神立町 682-54）	第1・3金曜	13:30～15:00
シルバーリハビリ体操六中地区公民館教室	六中地区公民館（烏山 2-2346-1）	第1・3火曜	13:30～15:00
都和地区いきいき体操教室	都和公民館（並木 5-4824-1）	第3木曜	13:30～15:00
新治いきいきクラブ★	新治地区公民館（藤沢 982）	第2火曜	9:30～11:15
ぶらり☆つちまる健康ひろば	イオンモール土浦（上高津 367）	第3木曜	10:30～11:30
ピアタウンシルバーリハビリ体操教室	土浦ピアタウン（真鍋新町 18-13）	第2火曜	10:00～11:00

★マークのついた教室では、土浦市運動普及推進員による健康体操も実施しています。
（直接会場にお越しください。 問合せ先：土浦市健康増進課 TEL:029（826）3471）

土浦いきいき会（第4金曜 10:00～11:30）	二中地区ヘルス体操クラブ（第2金曜 9:30～11:00）
四中地区いきいき体操（第4月曜 13:30～15:00）	新治いきいきクラブ（第4火曜 9:30～11:30）

●生きがい対応型デイサービス

健康体操やカラオケ、手芸などの趣味活動や創作活動を通して、生きがい・健康づくりの場を提供する施設です。対象者の方であれば、だれでも自由に参加できます。

対象者 60歳以上の土浦市民の方 **申込方法** 各施設に直接

利用料金 1日100円 ※活動内容により、材料費等の実費負担あり



施設名	開館時間	電話番号
いきいき館 たいこ橋（川口一丁目 3-223 モール 505 2 階）	9:00～17:00	827-2737
悠遊庵 さんぽみち（真鍋三丁目 8-17）		821-9713
ほのぼのハウス 通りゃんせ（荒川沖 225-4）		842-4567
いきいきサロン かざぐるま（天川一丁目 28-12）		801-6565
ふれあいいきいきサロン神立（中神立町 35-5）		833-1377
いこいの館 コスモス（右舩 2965）		804-0151
やすらぎサロン つわ（並木一丁目 2-21）		824-4572
わくわくサロン にいはり（大畑 1611 さん・あびお 1 階）	10:00～18:00	862-3212

（上記の教室以外にも、様々な通いの場があります。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。）